

第 17 回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会 審議概要

1. 日 時 令和 7 年 5 月 2 日（金）14 時 03 分～16 時 00 分

2. 場 所 独立行政法人農林漁業信用基金 大会議室

3. 委員（◎は委員長）

◎小 黒 祐 康（小黒公認会計士事務所 公認会計士）
武 田 涼 子（シティユーワ法律事務所 弁護士）
柳 田 治 子（柳田治子税理士事務所 税理士）
前 多 保 豊（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）
齊 藤 由理子（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）

4. 議 題

- （１）令和 6 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について
- （２）令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について

5. 資料

- （１） 令和 6 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について
 - ・ 令和 6 年度の契約実績（資料 1）
 - ・ 令和 6 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画に対する取組状況（資料 2）
 - ・ 令和 6 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画に係る自己評価（案）（資料 3）
- （２） 令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について
 - ・ 令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）（資料 4）

6. 審議結果

上記 4 の議題（１）及び（２）について、事務局（松本総務経理部考査役）から資料 1 から資料 4 により説明し、本委員会にて了承された。

また、各委員からの質問等及びこれに対する事務局の回答は以下のとおり。

質問・意見	回 答
① 「人材マネジメントコンサルティング業務」につき、「現行受注者が有利」というコメントに関して、その実態を教えて欲しい。	→ 人材マネジメントコンサルティング業務は、令和5年度に企画競争により調達したものの。 令和5年度の調達内容は、当基金の人材育成方針を実現するため、専門業者による職員へのヒアリング等を実施して課題を可視化する等、その具体的取組みの策定に向けた準備段階のものだった。 今回（令和6年度）の調達内容は、当基金の人材育成方針の具現化について、各種制度の導入経験のある専門業者に依頼し、当基金の具体的な制度及び運用を構築するものであり、調達の目的が異なるため、現行業者が有利ということはない。 辞退した業者からの「本件は、継続案件と見受けられるので、前回（令和5年度）受注した業者が優位となるのでは。」という意見について、担当課が理由を確認したところ「2年間という長期間での専任人材の配置が難しい。」とのことだった。
② 「人材マネジメントコンサルティング業務」は、政府調達協定の対象とならないのは何故か。	→ 予定価格は政府調達協定の基準額(1,800万円)を超えているが、人材マネジメントコンサルティング業務は政府調達協定の「経営相談サービス」に該当し、経営相談サービスについては、信用基金は当該協定の適用外と定められているため、本調達は政府調達協定の対象とならない。
③ 「ブック型付箋メモの制作・発送等の業務」及び「デジタルフルカラー複合機並びにデジタルモノクロ複合機の賃貸借及び保守業務一式」について、落札率50%未満だが、予定価格の算定根拠、各入札者の金額の分布などを分析し、50%未満となった理由を説明してほしい。	→ 「ブック型付箋メモの制作・発送等の業務」の予定価格の算出に当たっては、一般的な印刷業務を主とする業者に声掛けを行い、入札参加に意欲的だった3者から徴求した見積りを基に予定価格を作成した。 今回落札した業者は、本業務（ブック型付箋メモ作成）の契約実績があり、付箋の作成に精通しているため、低廉な価格で落札に至ったもの。 「デジタルフルカラー複合機並びにデジ

	タルモノクロ複合機の賃貸借及び保守業務一式」については、3者から徴求をした見積りを基に予定価格を作成し、予定価格の妥当性についてCIO補佐官のチェックを受けている。今回落札した業者は、企業努力により予定価格より低廉な価格で落札に至ったもの。
④ 「2業務（農業・漁業）の自動化・効率化に向けたツール導入支援及び運用・保守業務並びに業務推進に係るマクロ保守業務」につき、その契約内容の説明でも明確には分かっておらず、落札率93.3%となるような内容であることかを判断する上で必要な範囲で、教えて欲しい。	→ 令和5年度から信用基金の業務の中で単純な繰り返し作業について業務の効率化を高める観点から毎年2案件を目途に業務の自動化・電子化を行っている。令和6年度においては、各部門からの要望のうち、農業の「短期資金貸付に係る業務」及び漁業の「交付金申請資料作成業務」の2案件を選定したところ。 また、信用基金では業務推進のために職員が作成したマクロを用いて一部業務を行っているが、現状その保守が十分にできていない。特に、マクロを作成した職員が異動になった際には円滑な引継ぎが行われず、マクロの活用が困難になることもあるため、令和6年度において、上記の自動化・電子化に係る2案件に加えて職員によって作成された7件のマクロの保守業務を外部委託することとした。 これら2つの業務をまとめて調達することとし、その予定価格については、一般社団法人経済調査会が発行している「積算資料(2024年1月)」及び2者から徴求した概算見積りを基に作成し、予定価格の妥当性についてCIO補佐官のチェックを受けている。
⑤ 「メールセキュリティの令和5年度版統一基準への準拠対応業務、及びメールセキュリティサービスの導入に係る初期設定・運用保守業務」について、随意契約となった理由を教えて欲しい。	→ 本業務は、メールセキュリティサービスの導入に係る初期設定及び運用保守業務であり、グループウェア(Microsoft365)の現行運用保守事業者(株式会社フォーカスシステムズ)しか行えないため。

⑥ 「ホームページのリニューアル及び保守業務に係る契約期間の延長について」について、随意契約となった理由を教えてください。	→ 本業務は、現行業者が所有するサーバに CMS をインストールして、CMS を用いて基金 HP を開設したことから、現行業者しか行えないこと。
⑦ 「債券時価のモニタリングツール」及び「償還額の消込ツール」の運用・保守業務について、随意契約となった理由を教えてください。また、当該契約期間及び予定価格の積算根拠について教えてください。	→ 現行の運用保守事業者以外が運用保守業務を実施しようとする、まずツールの調査・解析作業が必要となり、現行の事業者には依頼するよりも費用が割高になること。 契約期間は、令和 7 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日（1 年間）。ただし、令和 12 年 1 月 31 日まで 1 年毎の契約期間の延長可能条項が付してある。 予定価格は、一般社団法人経済調査会が発行している「積算資料(2024 年 1 月)」及び 2 者から徴求した概算見積りを基に作成し、予定価格の妥当性について CIO 補佐官のチェックを受けている。
⑧ 「独立行政法人農林漁業信用基金における公用車のリース業務一式」について、自社で業務従事者（車両納入・整備・登録業務等）が確保できないとあるが、そのようなことはありえるのか。	→ ご指摘を踏まえ、確認したところ、候補車両の取扱いがないこと、また、候補車両を納期までに納車できないとの回答があった。
⑨ 「基幹 LAN 運用業務一式」について、応札しなかった理由として、現行受注者が有利とあるが、落札したのは現行受注者だったのか。	→ 落札した業者は、現行業者とは違う業者である。 なお、システムの入札については、一般的に現行業者以外だと既存システムの把握等に人的・財務リソースがかかるケースが多く、現行受注者が有利のため、入札できないとの意見を頂戴することがある。
⑩ 法律顧問業務につき、月額 12 万円での顧問契約と理解したが、どの範囲での法的助言を得られる内容での仕様書上の記載となっているのか、予定価格と契約金額が同額となっていることから、念のため確認させて欲しい。	→ 仕様書に記載している業務の内容は、以下のとおり。 （１）独立行政法人農林漁業信用基金が行う業務に関する以下の相談事項について、適時適切に指導及び助言を行う。 ① 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務遂行上の諸問題に

	についての法律相談 ② 訴訟対応に当たっての法律相談 ③ その他、信用基金の業務に関する依頼事項 (2) 信用基金に係る公益通報窓口業務を行う。 また、本件は、入札公告時に示す予定価格の範囲内で企画内容が信用基金にとって最も有利な申し込みをした者を契約の相手方とする企画競争としており、企画内容が最も優れた者の契約金額が予定価格と同額だった。
⑪ 令和5年度から、声掛け事務の負担軽減を図るためメールマガジンサービスを導入しているが、導入効果の検証結果について教えて欲しい。	→ 登録実績は、令和5年度末で18件、令和6年度末で20件と増加している。しかし、登録件数自体はそこまで多くなく、検証するには不十分であると考えているため、今後十分なデータが蓄積した後に、導入効果を検証したいと考えている。 引き続き、入札参加時にメールマガジンサービス登録の協力依頼を行い、登録件数を蓄積していくこととする。
⑫ 調達方式の適正化については、自己評価(案)を「A」としています。昨年度も自己評価(案)を「A」とし、本委員会において「A」評価とすることを承認しましたが、主務大臣評価で最終的に「B」となりました。主務大臣評価で「B」となった理由について教えて欲しい。	→ 主務大臣評価に当たって参考とする独法有識者会議において、委員から「職員が努力して、1者応札・1者応募の改善の取組を行った結果、すべての案件について複数者による応札となっており、非常に高い水準であったため、A評価は妥当」との意見があったが、一方で、主務大臣評価では、「1者応札・1者応募の改善の取組については、目標の範疇の取組であること、また、新たに取り組んだ余裕を持ったスケジュール管理や競争参加者の資料作成等の負担軽減についても、目標を上回る大きな成果とまでは言えない」との意見があり、最終的にB評価となった。

⑬ 1 者応札・1 者応募の改善の取組について、「インターネットの活用」とある、具体的にどのような活用方法を想定しているのか。	→ インターネットの活用としては、以下のようなことを想定している。 ① 業界団体や商工会議所のサイトを活用して、 ・各業界の団体（例：全日本印刷工業組合連合会など）の会員企業リストを確認し、新規の応札候補を探す。 ② 入札情報サイトやマッチングプラットフォームを活用して、 ・「官公需情報ポータルサイト」「入札情報速報サービス NJSS」などのプラットフォームに案件を掲載されていることを周知する。 ③ メールマガジン・業界フォーラムを活用して、 ・調達情報を発信する。 ・業界向けのフォーラム等で情報共有を行う。
⑭ 自動更新条項付きの契約について、契約延長を行うかどうか、毎年度契約審査委員会に諮ることになるのか。	→ 例えば、契約期間が1年間で自動更新条項が付されている案件だと、最長5年まで自動更新できるものもある。契約金額等の変更がなく、単純な期間延長である場合は、委託先の経営状況等を確認することによって、契約審査委員会に諮らずに契約延長を行っている。 なお、契約期間が、信用基金の「契約事務手続きマニュアル」に定める期間の上限に達した場合は、原則新たに調達を行うこととなるが、競争に付すことによって不利となる場合等があれば、契約審査委員会に諮ることによって期間を延長することができる。
⑮ 信用基金全体で様々な契約案件があると思うが、自動更新条項があるかないかを管理しておかないと、契約審査委員会の審査漏れの案件が出てくるのではないのか。	→ 自動更新条項による契約の管理は、これまで各契約担当部署に任せ切りとなっており、契約全体の取りまとめ部署である総務課では把握していなかった。 今後、自動更新条項のある契約について、総務課で洗い出しを行い、総務課で管理を徹底したいと考えている。

⑯ 令和7年度の調達等合理化計画（案）の「1者応札・1者応募の改善の取組」の記載について、前年度の調達等合理化計画にあった「契約案件による特性に配慮しながら」の文言が削除されているが、この方針が継続されるのであれば記載した方がいいのではないか。	→ 令和6年度の契約案件において、特性に配慮するような契約案件がなかったことから、令和7年度の案からは削除したが、その方針自体は継続しているため、ご指摘を踏まえ記載することとしたい。（※）
⑰ 議題（2）令和7年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）2.（2）1者応札・1者応募の改善の取組の記載について、「情報システム官益の仕様書について、PJMO 支援業者やCIO 補佐官の助言を活用した作成などの措置を講じてきた。」とあるが、PJMO や CIO は一般の方にはなじみのない表現だと思うので、分かりやすい表現にした方がいいのではないか。	→ ご指摘を踏まえて、「プロジェクト推進組織（PJMO）支援業者や情報統括責任者（CIO）補佐官」と記載することとする。（※）
⑱ 議題（2）令和7年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）3.（3）随意契約の厳正な審査について、契約審査委員会において「適正な調達を確保し、監視体制を強化する。」旨の記載があるが、これだと契約監視委員会との棲み分けが分かりづらいのではないか。	→ ご指摘を踏まえ、「適正な調達を確保する。」と記載することとする。（※）

（※）当日資料の文言修正等は、委員長に一任していることから、修正したもので了承されたもの。